

議案第 27 号

市川市税条例の一部改正について

市川市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 月 29 日提出

市川市長 田中 甲

市川市条例第 号

市川市税条例の一部を改正する条例

市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人地域精神保健福祉機構の項中「市川市平田 3 丁目 5 番 1 号」を「市川市平田 3 丁目 6 番 2 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表特定非営利活動法人地域精神保健福祉機構の項の規定は、令和 6 年 8 月 1 日から適用する。

理　　由

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となっている特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地を変更する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。